告示

○総務省告示第十八号

市の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、愛知県瀬戸市と尾張旭市との境界を次のとおり変更する旨、愛知県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十九年四月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十九年二月八日　　総務大臣　山本　早苗

瀬戸市に編入する区域

尾張旭市大字新居字海老蔓五一八二の一四四八から五一八二の一四五二まで

尾張旭市に編入する区域

瀬戸市やまて坂三丁目四二、四九、みずの坂一丁目四二、四九、みずの坂三丁目二三七、二三八

○総務省告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、山田宏よい国後援会から訂正の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第四百四十一号（政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十九年二月八日　　総務大臣　山本　早苗

㈡　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）の部山田宏よい国後援会の項中	
「主たる事務所の所在地	東京都杉並区上荻一―一八―三　東京都小平市学園東町一―一五―五　二七、一〇、一五」
公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	山田　宏、参議院議員　山田　宏、衆議院議員　山田　宏、参議院議員　山田　宏、衆議院議員　一、一」
を	

に改める。

○総務省告示第二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出について、福島みずほ後援会から訂正の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第百六十四号（政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十九年二月八日　　総務大臣　山本　早苗

㈧　法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体の部福島みずほ後援会の項中「福島　瑞穂、衆議院議員」を「福島　瑞穂、参議院議員」に改める。

○総務省告示第二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、民進党参議院比例区第80総支部から訂正の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第四百六号（政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十九年二月八日　　総務大臣　山本　早苗

㈠　政党の支部の部民進党参議院比例区第80総支部の項中「二八、七、二五」を「二八、七、二七」に改める。

○法務省告示第七十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十六年八月十三日法務省告示第三百五十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月八日　　法務大臣　金田　勝年

第二号イの表に次のように加える。

株式会社キタムラ	北海道旭川市豊岡十一条一丁目一番二十三号	左官

○外務省告示第七十五号

一　「許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約」の締約国につき、平成二十九年一月三十一日現在で、次のとおり追加があった（平成二十九年一月二十五日外務省告示第二十六号よりの追加）。

締約国	批准書の寄託日	当該締約国についての発効日
コロンビア共和国	平成六年二月十四日	平成六年五月十六日
リヒテンシュタイン公国	平成十一年七月十二日	平成十一年十月十二日
セルビア共和国	平成十五年三月十日	平成十五年六月十日

締約国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
リトアニア共和国	平成十一年十月二十七日	平成十二年一月二十七日
トーゴ共和国	平成十五年三月十日	平成十五年六月十日

二　モンテネグロ政府は、前記の条約を承継する旨を、平成十八年十月二十三日に国連事務総長に通告した。

平成二十九年二月八日　　外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第四十六号

平成二十九年一月二十七日にアスマラで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がエリトリア国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億円

3　署名者

日　本　側　片山芳宏在エリトリア臨時代理大使

エリトリア側　ギオルギス・テクレミカエル国家開発大臣

平成二十九年二月八日　　外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第二百三十四号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十七条第二項第三号及び第三十九条の二十六第二項第三号の規定に基づき、平成十六年九月三十日農林水産省告示第千七百七十八号（租税特別措置法施行令第十七条第二項第三号及び第三十九条の二十六第二項第三号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年二月八日　　農林水産大臣　山本　有二

表中

「米沢市営食肉市場	山形県米沢市万世町片子五千三百七十九番地の十五」

を

「名寄市立食肉センター	北海道名寄市字日進百五番地十四
米沢市営食肉市場	山形県米沢市万世町片子五千三百七十九番地の十五」

に改める。